

前橋農業振興地域整備計画の変更理由書

令和7年2月6日付け前橋市告示第68号により告示した前橋農業振興地域整備計画を下記の理由により変更する。

記

1 「前橋農業振興地域整備計画」の策定・変更理由

市住民から農地を農業用施設用地にする申出があり、農用地区域内にある土地の用途区分の変更をする必要が生じた。

これを踏まえ、当該事業区域内の「農用地利用計画」に変更が生じたことから、「前橋農業振興地域整備計画」の変更が必要になったため。

2 農用地利用計画の策定・変更理由

(1) 用途区分の変更

変更理由

農用地区域において次のとおり用途変更の必要があるため

- (1) 農地から農業用施設用地へ
- (2) 農業用施設用地から農地へ

変更内容

農用地利用計画のとおり

地 域 名 前 橋 地 域

(群馬県前橋市)

3 農用地区域の概要

<変更前>

農用地区域の設定方針

農用地区域を 8, 524.70 ha (農業用施設用地 290.31 ha を含む) に設定する。

<変更後>

現況農用地についての農用地区域の設定方針

農用地区域を 8, 524.70 ha (農業用施設用地 290.35 ha を含む) に設定する。

第 2 農業生産基盤の整備開発計画の変更

変更なし。

第 3 農用地等の保全計画の変更

変更なし。

第 4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画の変更

変更なし。

第 5 農業近代化施設の整備計画の変更

変更なし。

第 6 農業を担うべき者の育成・確保のための施設整備計画の変更

変更なし。

第 7 農業従事者の安定的な就業の促進計画の変更

変更なし。

第 8 生活環境施設の整備計画の変更

変更なし。